

丸亀市第 7 期障がい福祉計画及び 第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

丸亀市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	4
第2章 障がい者等を取り巻く状況	5
1 総人口の推移	5
2 障がい者等の状況	6
3 アンケート調査結果（抜粋）	11
第3章 成果目標の設定	27
1 成果目標の設定	27
第4章 障がい福祉サービス等の見込み量	36
1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の見込み量	36
2 地域生活支援事業等の見込み量	44
第5章 計画の推進体制	54
1 市民・事業者・地域等との連携	54
2 個々の障がい特性に応じた相談支援体制の実施	54
3 計画の達成状況の点検及び評価	54
関連資料	55
1 丸亀市福祉推進委員会委員名簿	55
2 計画策定経過	56
3 用語説明	57

※「障がい」の表記については、様々な考え方があります。本計画においては原則、「がい」をひらがな表記とします。ただし、国の法律や制度等の固有名詞については障害の漢字表記としています。

※本文中に*印のついた用語については、巻末の資料編に用語説明があります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨



国では、平成 18 年に国連総会で採択された「*障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准に向けて、平成 23 年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定、平成 24 年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者自立支援法からの改称、以下、「*障害者総合支援法」という。）の一部改正、平成 25 年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の一部改正等、国内の法整備が進められ、平成 26 年に同条約を批准しました。その後も「*障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正・施行等により障がい者福祉の向上のための法整備が進んでいます。

また、令和 3 年 5 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の一部改正により、令和 6 年 4 月から民間事業者による“*合理的配慮”の提供が義務化され、さらに、令和 4 年 5 月施行の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報*アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）では、障がい者による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することなどが規定されるなど、近年においても大きな動きがみられます。令和 4 年 12 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が制定され、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化により、障がい者等の希望する生活を実現するための措置について定められました。

一方、丸亀市（以下、「本市」という。）では、令和 3 年 3 月に「第 3 次障がい者基本計画」、「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、様々な障がい者施策を推進してきました。この度、「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」がともに令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の指針」という。）に即して、「第 3 次障がい者基本計画」と調和を保つとともに、これまでの本市の取組や障がい者のニーズを踏まえた見直しを行い、令和 6 年度を初年度とする「第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ



(1) 法的根拠

「障がい福祉計画」は、「*障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に規定された、成果目標や障がい福祉サービス等の必要な見込み量等を定めた「市町村障害福祉計画」です。

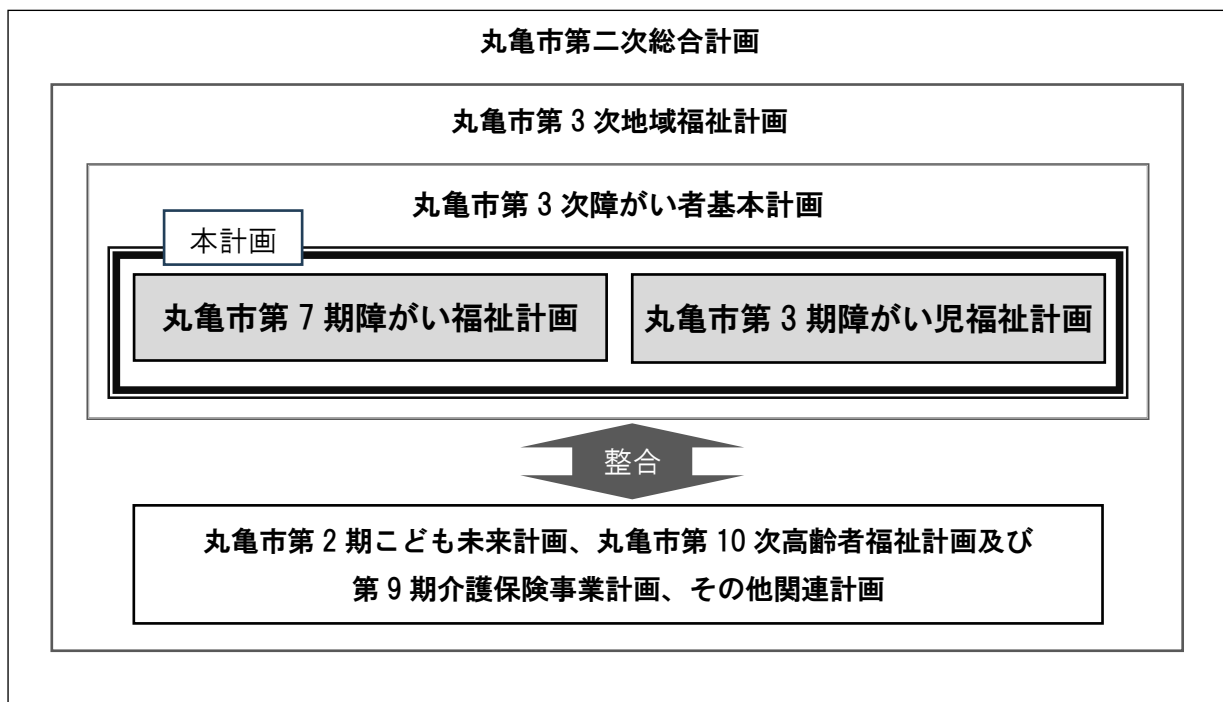
「障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に規定された、成果目標や障がい児福祉サービス等の必要な見込み量等を定めた「市町村障害児福祉計画」です。

本計画は、「第 7 期障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」を一体として策定しています。

(2) 障がい者基本計画及びその他関連計画との関係

本市では、*障害者基本法に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画として、「第 3 次障がい者基本計画」（計画期間：令和 3 年度～令和 8 年度）を策定しています（次ページ参照）。

「障がい者基本計画」は、本市が推進すべき基本的な障がい者施策について定めたものであるのに対し、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等について、年度ごとのサービス種類別の見込み量等を定め、円滑な実施を確保するための計画となっています。



＜第3次障がい者基本計画の考え方＞

「第3次障がい者基本計画」では「住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをめざして」を基本理念に掲げ、地域社会のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、障がいの有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重しながら、誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちの実現をめざすことを定めています。

また、障がい福祉施策を進めていくうえで、「*ノーマライゼーションと*ソーシャル・インクルージョン」、「地域共生社会の実現」、「障がい福祉の推進とSDGsの推進」を視点に、9つの基本目標を掲げて施策を展開することとしています。

本計画においてもこの基本理念及び障がい福祉施策を進めていくうえでの視点を共有し、障がいのある人の暮らしを支援します。



注：17のゴールのうち、特にかかわりの深いゴールのロゴを示しています。

3 計画期間



本計画は、国の指針に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間とします。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障がい者 基本計画	第 3 次計画						第 4 次計画		
障がい 福祉計画	第 6 期計画		第 7 期計画			第 8 期計画			
障がい児 福祉計画	第 2 期計画		第 3 期計画			第 4 期計画			

本計画

第2章 障がい者等を取り巻く状況

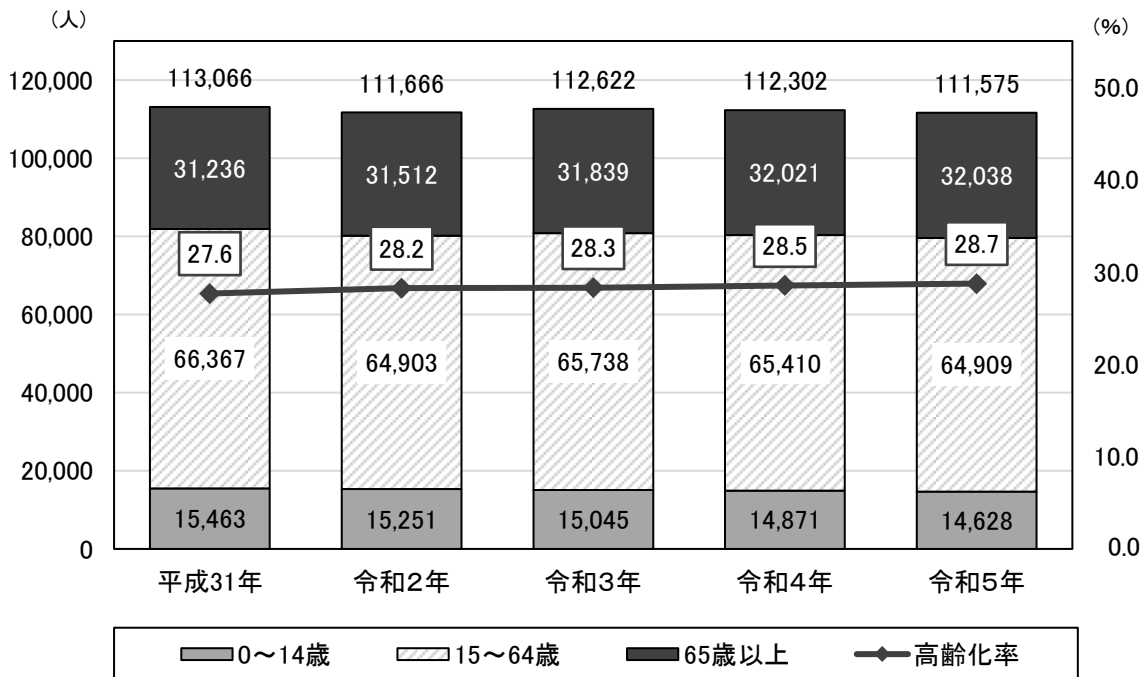
1 総人口の推移



本市の総人口は、令和3年を除き、年々減少しながら推移しており、令和5年は111,575人となっています。

年齢3区分別で見ると、「0～14歳」は減少、「15～64歳」は令和3年を除き減少していますが、「65歳以上」人口は増加で推移しており、高齢化率は上昇しています。

[年齢3区分別人口と高齢化率の推移（各年1月1日現在）]



資料：総務省「住民基本台帳」

2 障がい者等の状況

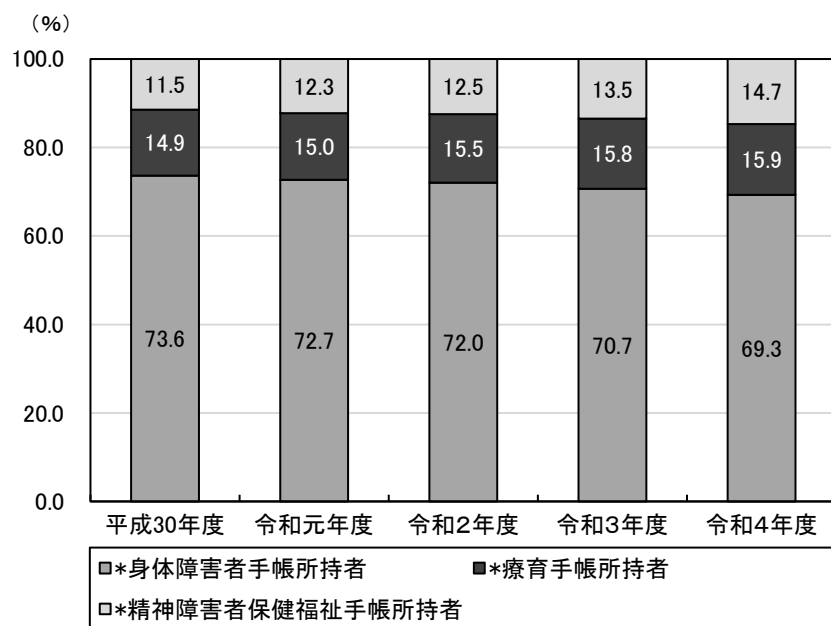
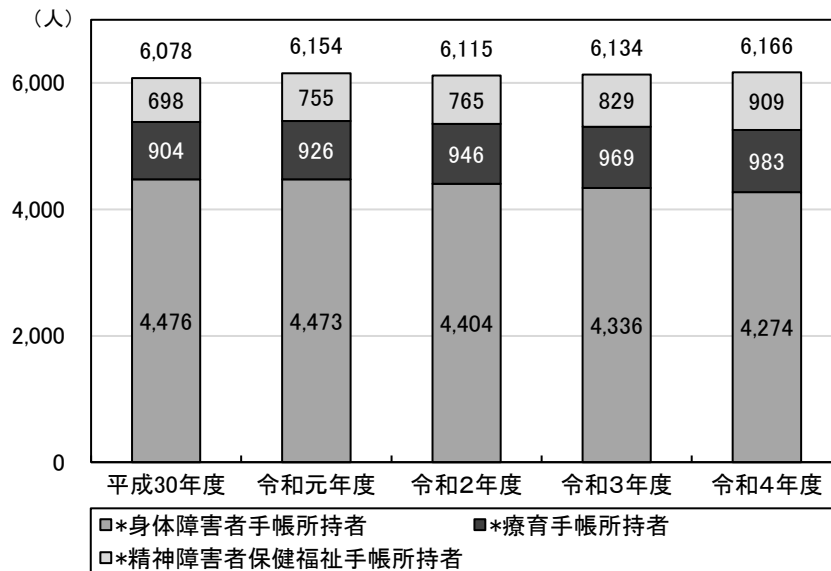


(1) 障害者手帳所持者について

平成30年度から令和4年度までの「障害者手帳所持者数」をみると、総数では6,000人余りで推移しています。手帳別の所持者割合は、5年間の平均では、「*身体障害者手帳所持者」約72%、「*療育手帳所持者」約15%、「*精神障害者保健福祉手帳所持者」約13%となっています。

各年度間の増減をみると、全体として「*身体障害者手帳所持者」は減少傾向にあり、「*療育手帳所持者」と「*精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加傾向にあります。

[障がい別手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）]



資料：丸亀市福祉課

※上記の人数には、重複して手帳を持たれている方も含まれています。

(2) *身体障害者手帳所持者について

*身体障害者手帳所持者は、各年度とも「65歳以上」が最も多く、全体の7割以上を占めています。障がいの程度別人数を比較すると「1級」及び「4級」所持者が多くなっています。

障がいの種類別では、「肢体不自由」が最も多く、全体の約半数を占めており、次いで「内部障がい」となっています。

[*身体障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	65	68	73	66	65
18～64歳	1,144	1,127	1,093	1,089	1,068
65歳以上	3,267	3,278	3,238	3,181	3,141
合計	4,476	4,473	4,404	4,336	4,274

[障がいの程度別：*身体障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,385	1,394	1,384	1,376	1,356
2級	625	608	586	570	565
3級	695	702	694	681	672
4級	1,180	1,167	1,153	1,141	1,112
5級	230	229	228	219	217
6級	361	373	359	349	352
合計	4,476	4,473	4,404	4,336	4,274

[障がいの種類別：*身体障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	301	299	303	300	303
聴覚・平衡機能障がい	496	504	482	470	473
音声・言語障がい	59	61	55	54	55
肢体不自由	2,219	2,183	2,143	2,088	2,033
内部障がい	1,401	1,426	1,421	1,424	1,410
合計	4,476	4,473	4,404	4,336	4,274

資料：香川県「市町別手帳交付台帳登載数」

(3) *療育手帳所持者について

*療育手帳所持者は、年々増加傾向にあります。各年度とも「18～64歳」が最も多く、全体の約7割を占めています。

障がいの程度別人数を比較すると「軽度B」の所持者が最も多くなっています。

[*療育手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	217	220	219	228	223
18～64歳	608	626	641	651	674
65歳以上	79	80	86	90	86
合計	904	926	946	969	983

[障がいの程度別：*療育手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最重度 ㊤	180	172	177	176	175
重度A	183	188	190	190	184
中度 ㊦	238	241	241	247	252
軽度B	303	325	338	356	372
合計	904	926	946	969	983

資料：香川県「市町別手帳交付台帳登載数」

(4) *精神障害者保健福祉手帳所持者について

*精神障害者保健福祉手帳所持者は、すべての年代において増加傾向にあります。各年度とも「18～64歳」が最も多く、全体の約8割を占めています。

障がいの程度別人数を比較すると「2級」所持者が最も多く、次いで「3級」所持者となっています。

[*精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	14	14	17	25	36
18～64歳	548	600	605	650	713
65歳以上	136	141	143	154	160
合計	698	755	765	829	909

[障がいの程度別：*精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）]

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	35	37	36	40	47
2級	467	507	504	536	570
3級	196	211	225	253	292
合計	698	755	765	829	909

資料：香川県精神保健福祉センター

(5) *難病患者等について

指定*難病等医療受給者数は、増加しながら推移しています。

[*難病患者等の人数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
*難病等 医療受給者数	919	962	1,052	1,070	1,117

資料：香川県中讃保健福祉事務所

(6) *自立支援医療受給者について

*自立支援医療受給者は、「精神通院医療受給者」が最も多く、全体の約8割以上を占め、総数とともに年々増加傾向にあります。「更生医療受給者」と「育成医療受給者」は、微増微減を繰り返しながら推移しています。

[*自立支援医療受給者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	350	276	273	294	290
育成医療	31	24	17	22	12
精神通院医療	1,446	1,532	1,732	1,709	1,713
合計	1,827	1,832	2,022	2,025	2,015

資料：丸亀市福祉課、香川県精神保健福祉センター

3 アンケート調査結果（抜粋）



（１）調査の概要

<調査対象者>

市内在住の障害者手帳所持者及び障がい福祉サービス等を受給している児童の中から無作為抽出した 2,200 人を対象に実施しました。

<調査方法>

郵送による配布と回収

<調査期間>

令和 5 年 8 月 14 日（月）～令和 5 年 8 月 31 日（木）

<回収状況>

調査票対象	配布数	有効回収数	有効回収率
障害者手帳所持者（18 歳以上）	2,000 件	950 件	47.5%
障がい福祉サービス等を受給している者 （18 歳未満）	200 件	86 件	43.0%

<グラフの見方>

- ・ 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数第二位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- ・ 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・ 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・ 所持手帳別の集計を行っている図表において、全体の n 数には一人で複数の手帳を所持している人や所持手帳を回答しなかった人が含まれているため、手帳別の n 数の合計と全体の n 数とは一致しません。
- ・ 文頭に■がついているものは、アンケート調査設問文となっています。

(2) 調査結果

① 回答者について

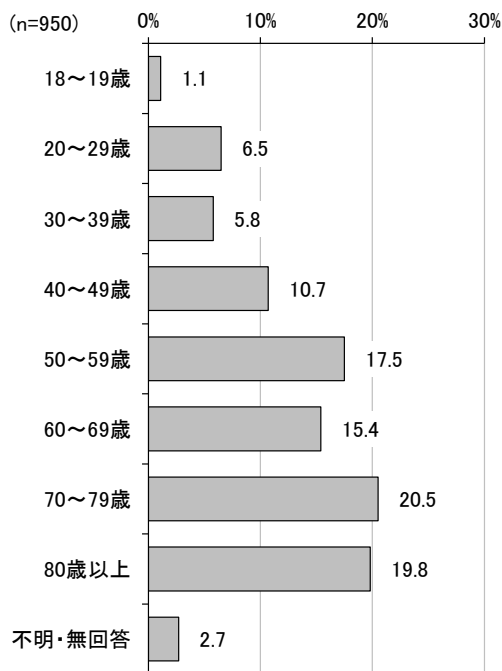
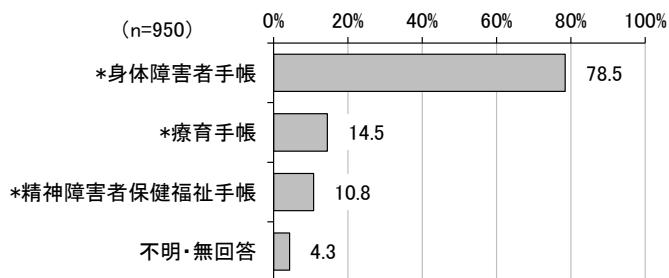
■あなたは障害者手帳をお持ちですか。(あてはまるものすべてに○)

■あなたの年齢をお答えください。(令和5年8月1日現在)

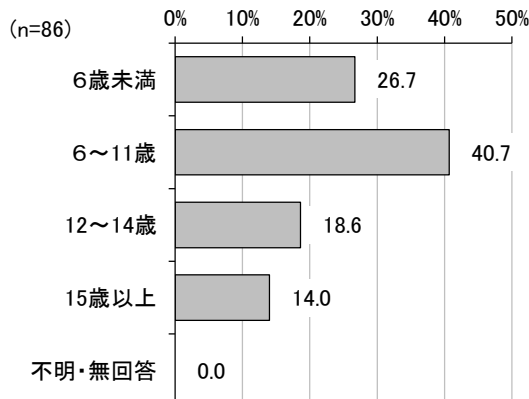
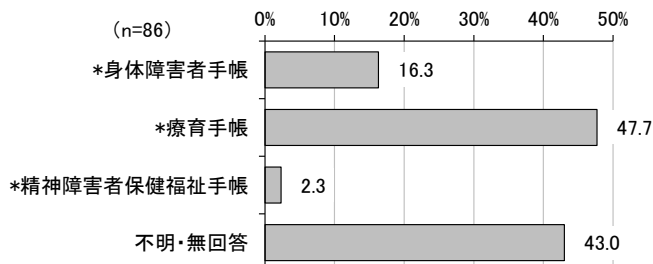
障害者手帳の所持状況についてみると、18歳以上では、「*身体障害者手帳」が78.5%と最も高く、次いで「*療育手帳」が14.5%、「*精神障害者保健福祉手帳」が10.8%となっています。18歳未満では、「*療育手帳」が47.7%と最も高く、次いで「*身体障害者手帳」が16.3%、「*精神障害者保健福祉手帳」が2.3%となっています。

年齢についてみると、18歳以上では、「70～79歳」が20.5%と最も高く、次いで「80歳以上」が19.8%、「50～59歳」が17.5%となっています。18歳未満では、「6～11歳」が40.7%と最も高く、次いで「6歳未満」が26.7%、「12～14歳」が18.6%となっています。

18歳以上



18歳未満



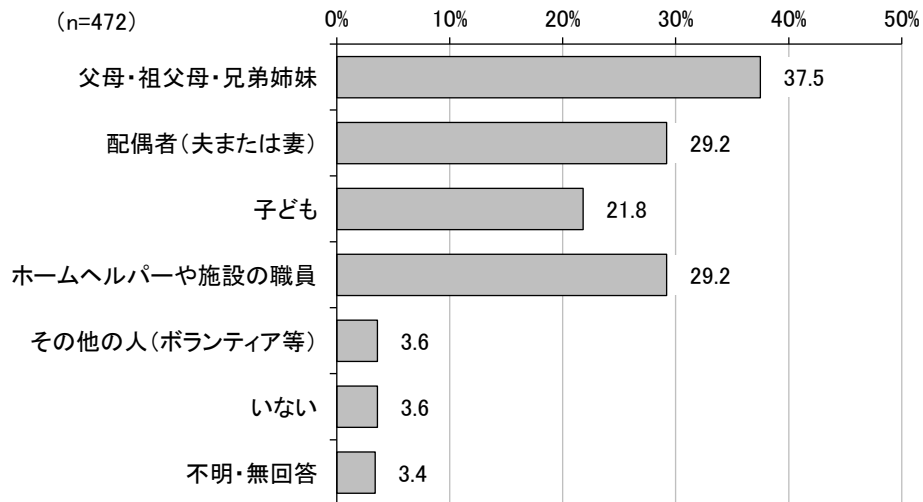
② 主な支援者について

■あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

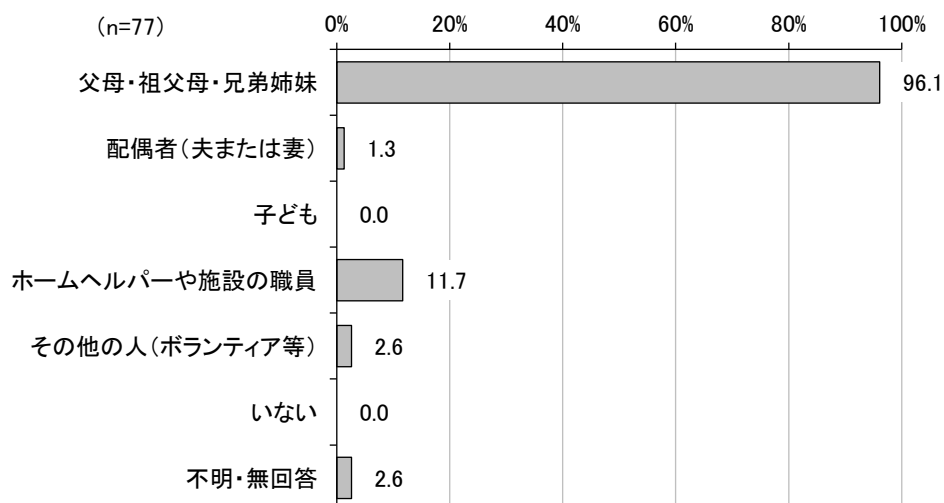
主な支援者についてみると、18歳以上では、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が37.5%と最も高く、次いで「配偶者(夫または妻)」「ホームヘルパーや施設の職員」が29.2%、「子ども」が21.8%となっています。

18歳未満では、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が96.1%と最も高く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が11.7%となっています。

18歳以上※日常の生活で、介助が必要な方への設問



18歳未満※日常の生活で、介助が必要な方への設問



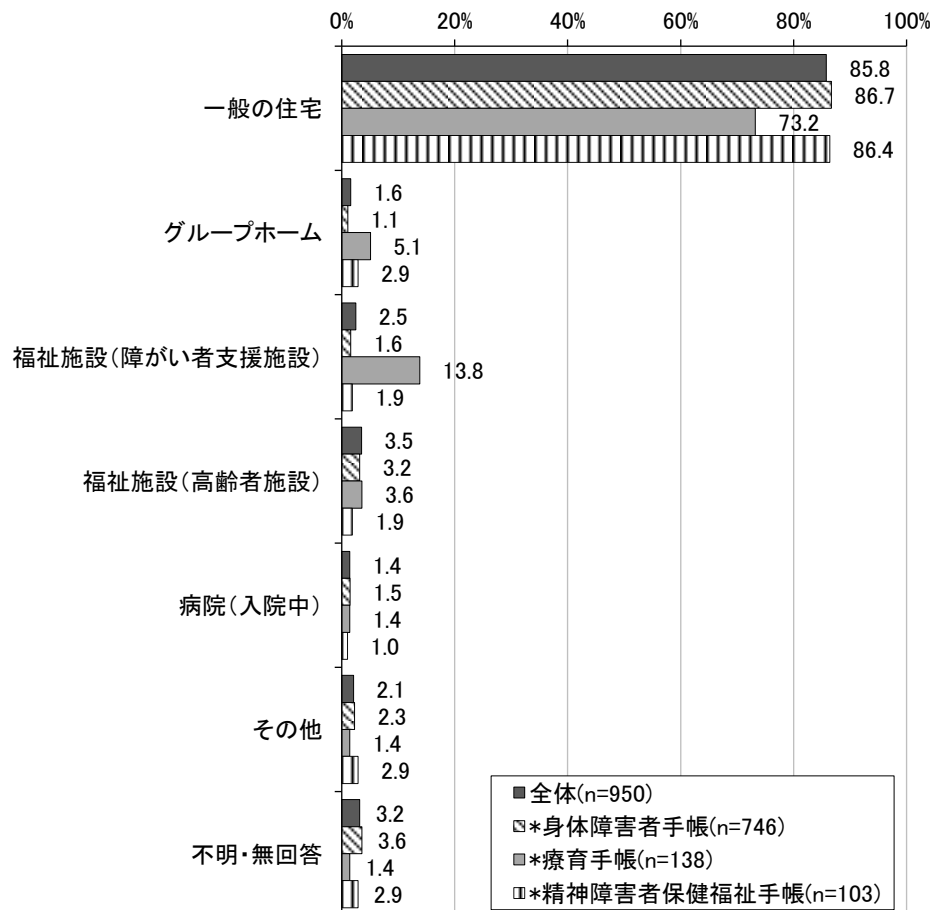
③ 住まいや暮らしについて

■あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

現在暮らしている場所についてみると、「一般の住宅」が85.8%と最も高く、次いで「福祉施設(高齢者施設)」が3.5%、「福祉施設(障がい者支援施設)」が2.5%となっています。

手帳別にみると、すべての種別で「一般の住宅」が最も高くなっています。

18歳以上(手帳別)【現在、暮らしている場所】

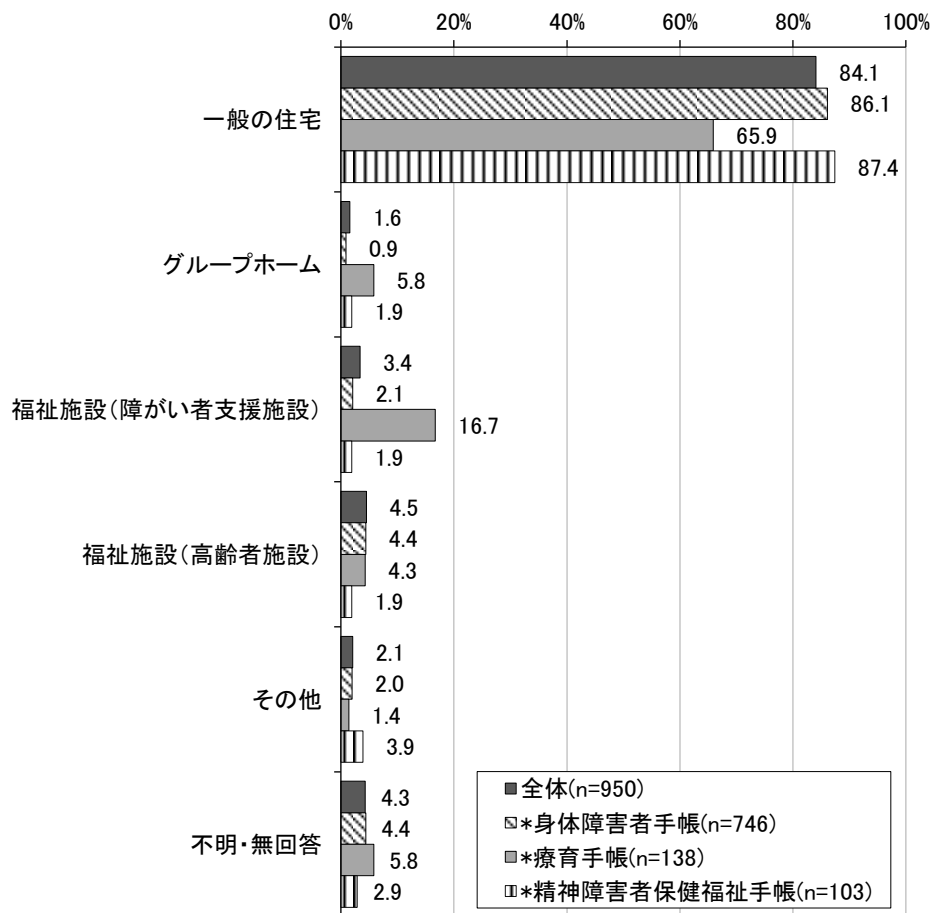


■あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(○は1つだけ)

今後3年以内に暮らしたい場所についてみると、「一般の住宅」が84.1%と最も高く、次いで「福祉施設(高齢者施設)」が4.5%、「福祉施設(障がい者支援施設)」が3.4%となっています。

手帳別にみると、すべての種別で「一般の住宅」が最も高くなっています。

18歳以上(手帳別)【今後3年以内に暮らしたい場所】



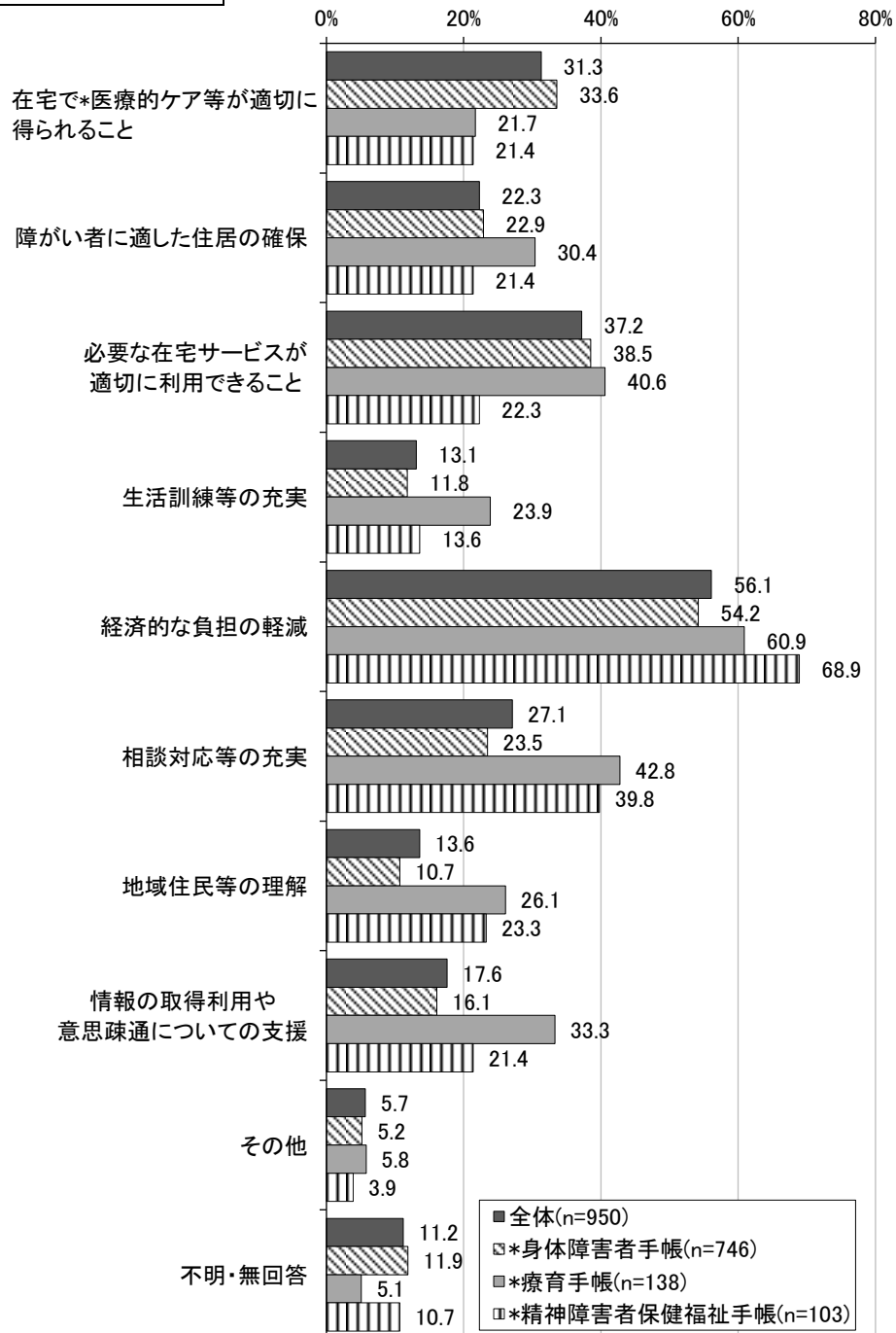
■希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

希望する暮らしを送るために必要な支援についてみると、「経済的な負担の軽減」が 56.1%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 37.2%、「在宅で*医療的ケア等が適切に得られること」が 31.3%となっています。

手帳別にみると、すべての種別で「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

18歳以上（手帳別）



④ 就労について

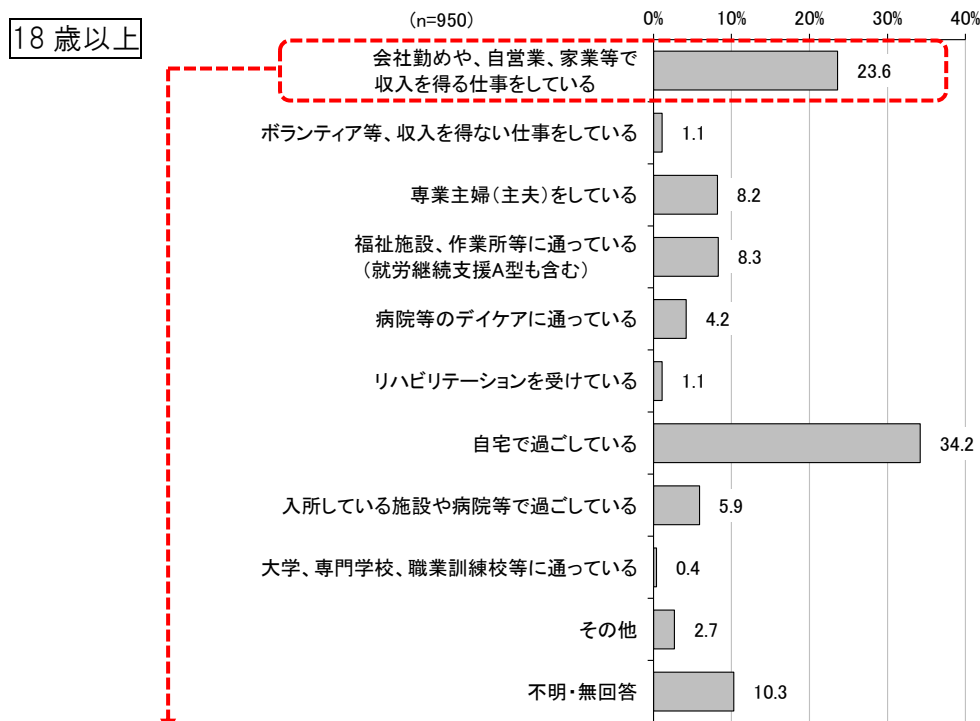
■あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

■どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

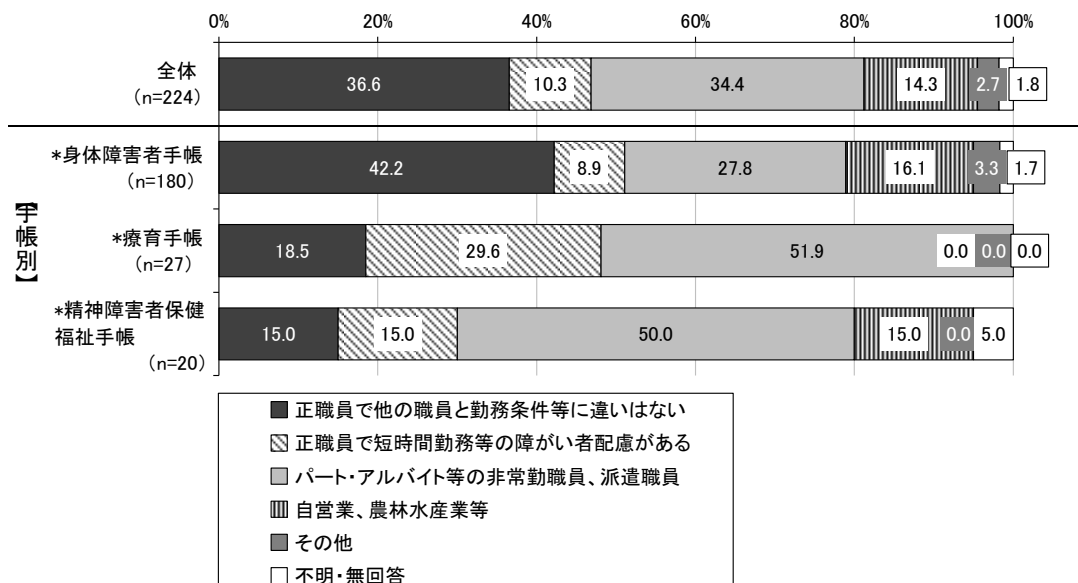
平日の日中の主な過ごし方についてみると、「自宅で過ごしている」が 34.2%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている」が 23.6%、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援 A 型も含む)」が 8.3%となっています。

勤務形態についてみると、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が 36.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 34.4%、「自営業、農林水産業等」が 14.3%となっています。

手帳別にみると、*療育手帳、*精神障害者保健福祉手帳では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が約半数となっています。



18歳以上(手帳別)【勤務形態】

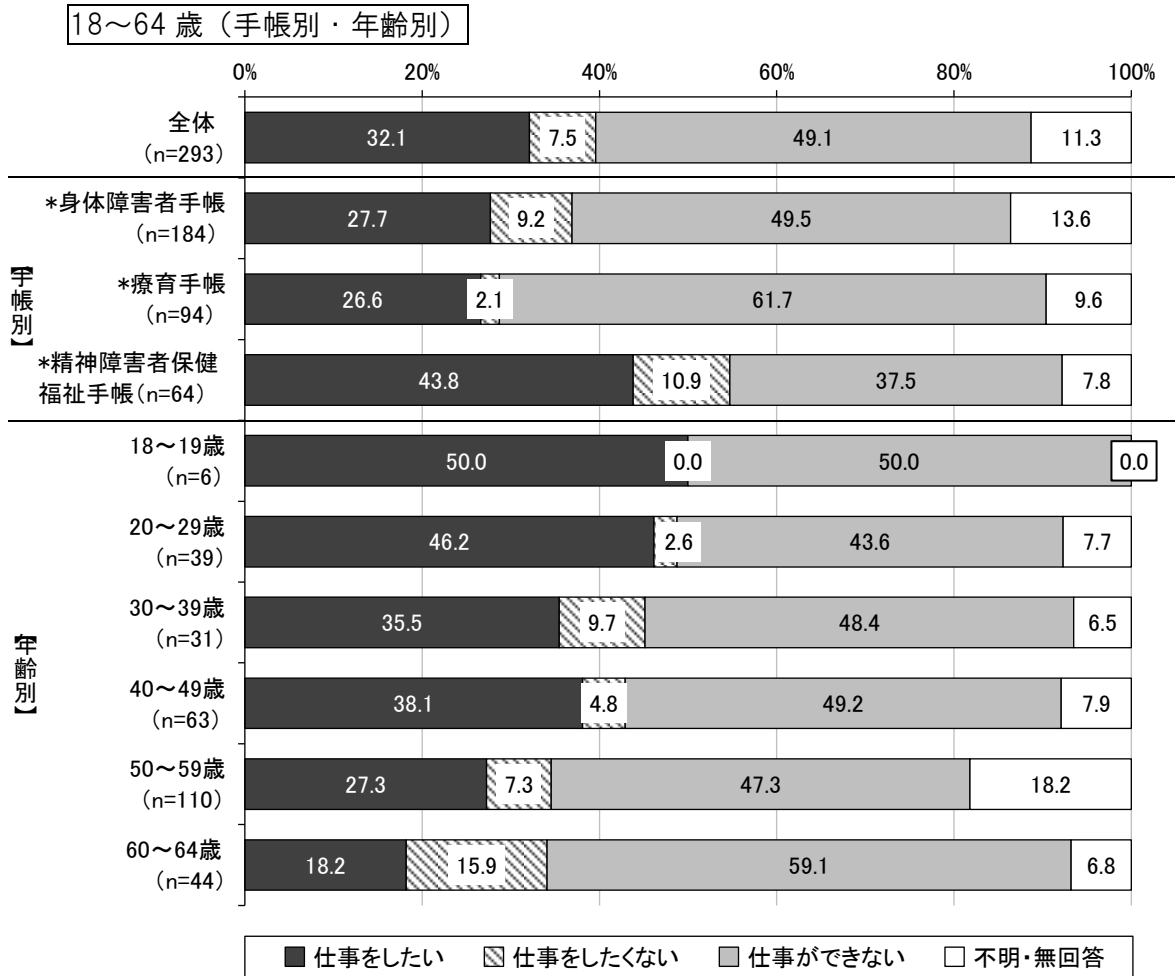


■あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。(○は1つだけ)

今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについてみると、「仕事ができない」が49.1%と最も高く、次いで「仕事をしたい」が32.1%、「仕事をしたくない」が7.5%となっています。

手帳別にみると、*精神障害者保健福祉手帳では「仕事をしたい」、その他の種別では「仕事ができない」が最も高くなっています。

年齢別にみると、20～29歳では「仕事をしたい」、その他の区分では「仕事ができない」が最も高くなっています。



【障がい者の就労支援で必要なこと】（複数回答）

項目	割合
1 職場の上司や同僚に障がいの理解があること	40.0%
2 職場の障がい者理解	38.0%
3 勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	33.8%
4 具合が悪くなった時に気軽に通院できること	31.6%
5 通勤手段の確保	28.5%

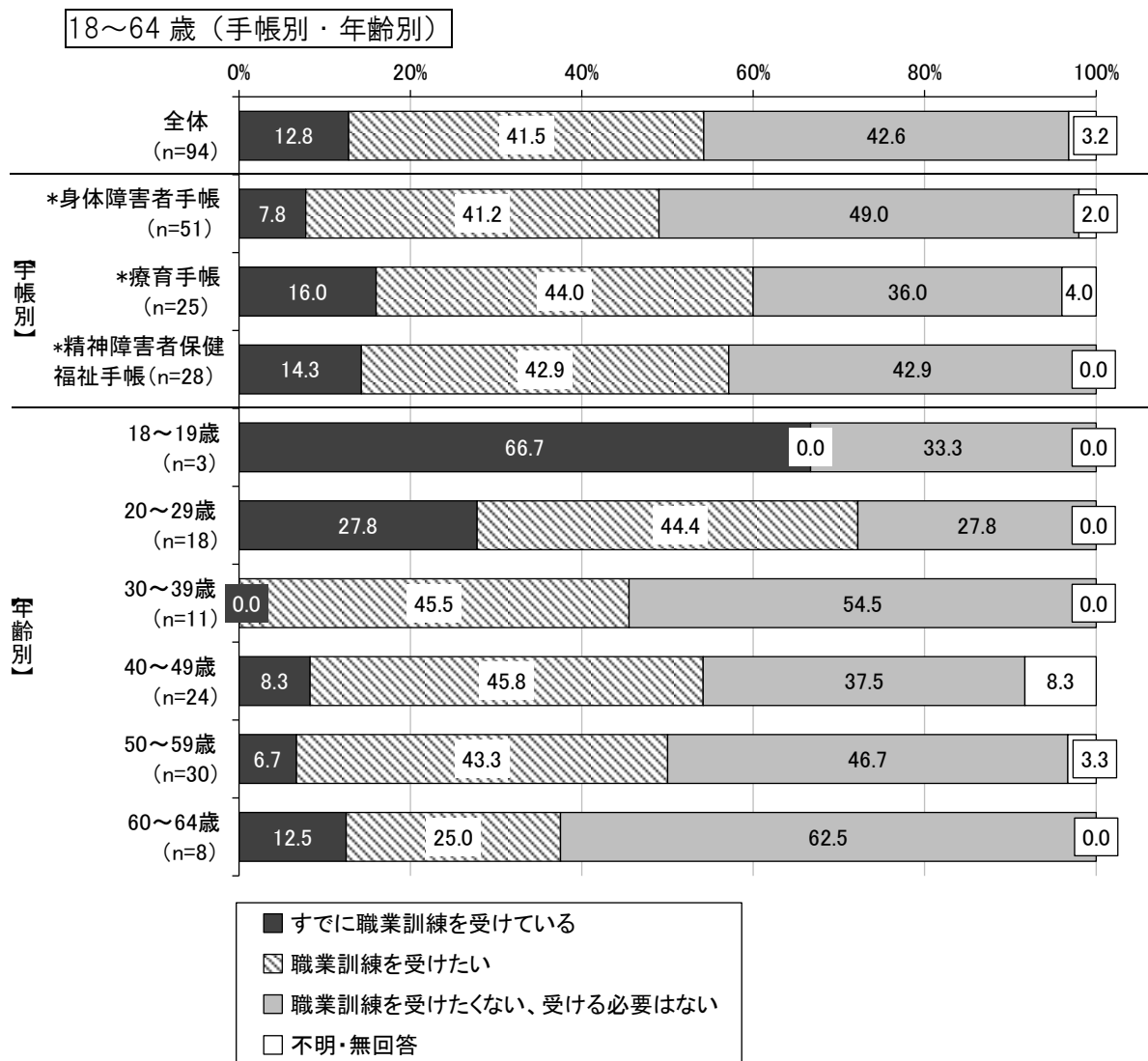
（「収入を得る仕事をしたい」と答えた方への設問）

■収入を得る仕事をするために、職業訓練等を受けたいと思いますか。（○は1つだけ）

職業訓練等を受けたいと思うかについてみると、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が42.6%と最も高く、次いで「職業訓練を受けたい」が41.5%、「すでに職業訓練を受けている」が12.8%となっています。

手帳別にみると、*身体障害者手帳では「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」、*療育手帳では「職業訓練を受けたい」、*精神障害者保健福祉手帳では「職業訓練を受けたい」「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が最も高くなっています。

年齢別にみると、20～29歳・40～49歳では「職業訓練を受けたい」、その他の区分では「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が最も高くなっています。



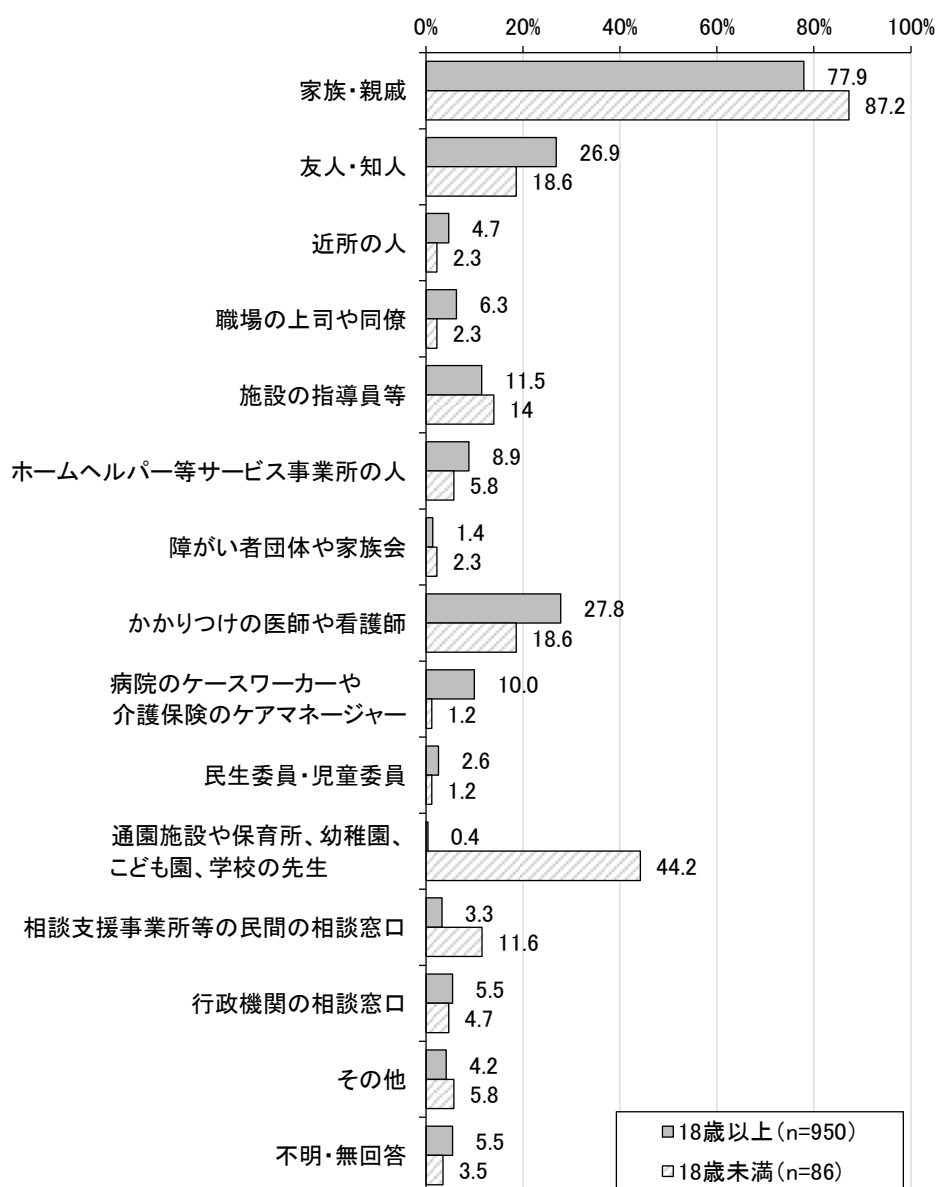
⑤ 相談相手について

■あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

悩みや困ったことの相談相手についてみると、18歳以上では、「家族・親戚」が77.9%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が27.8%、「友人・知人」が26.9%となっています。

18歳未満では、「家族・親戚」が87.2%と最も高く、次いで「通園施設や保育所、幼稚園、こども園、学校の先生」が44.2%、「友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」が18.6%となっています。

上段：18歳以上、下段：18歳未満



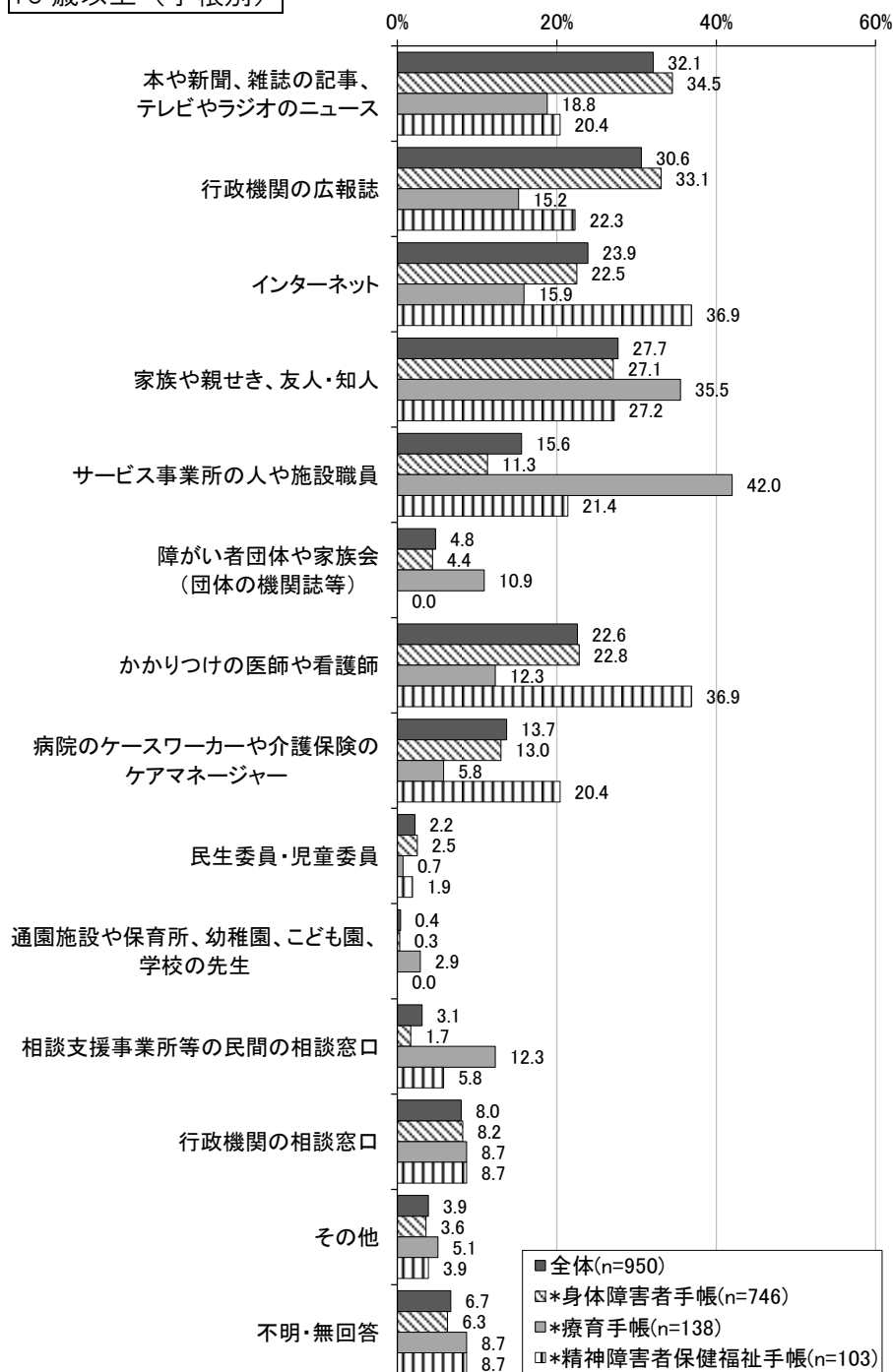
⑥ 福祉等に関する情報の取得について

■あなたは障がいのことや福祉サービス等に関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先についてみると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が32.1%と最も高く、次いで「行政機関の広報誌」が30.6%、「家族や親せき、友人・知人」が27.7%となっています。

手帳別にみると、*身体障害者手帳では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、*療育手帳では「サービス事業所の人や施設職員」、*精神障害者保健福祉手帳では「インターネット」「かかりつけの医師や看護師」が最も高くなっています。

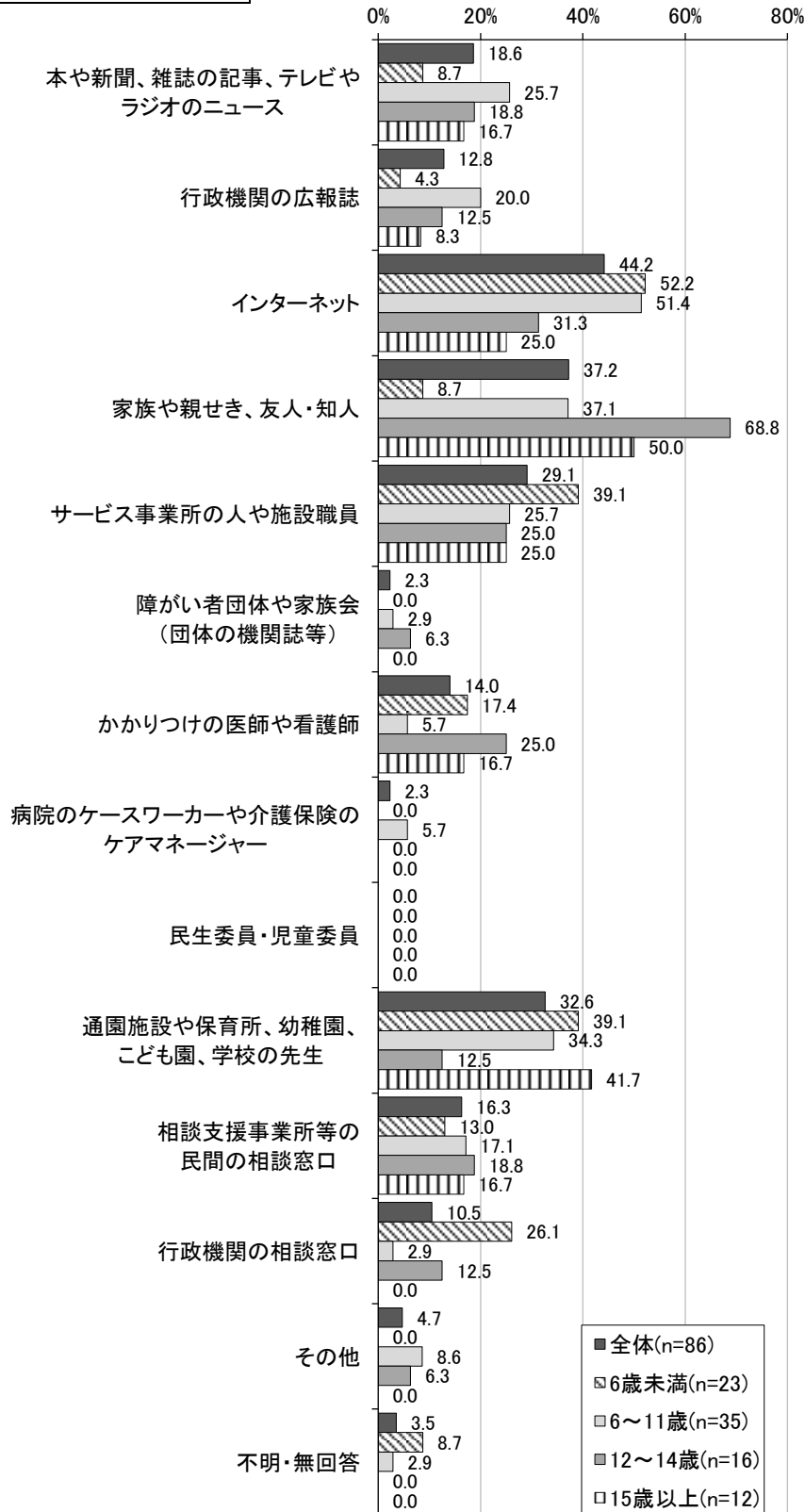
18歳以上（手帳別）



18歳未満では、「インターネット」が44.2%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が37.2%、「通園施設や保育所、幼稚園、こども園、学校の先生」が32.6%となっています。

年齢別にみると、11歳以下では「インターネット」、12歳以上では「家族や親せき、友人・知人」が最も高くなっています。

18歳未満（年齢別）



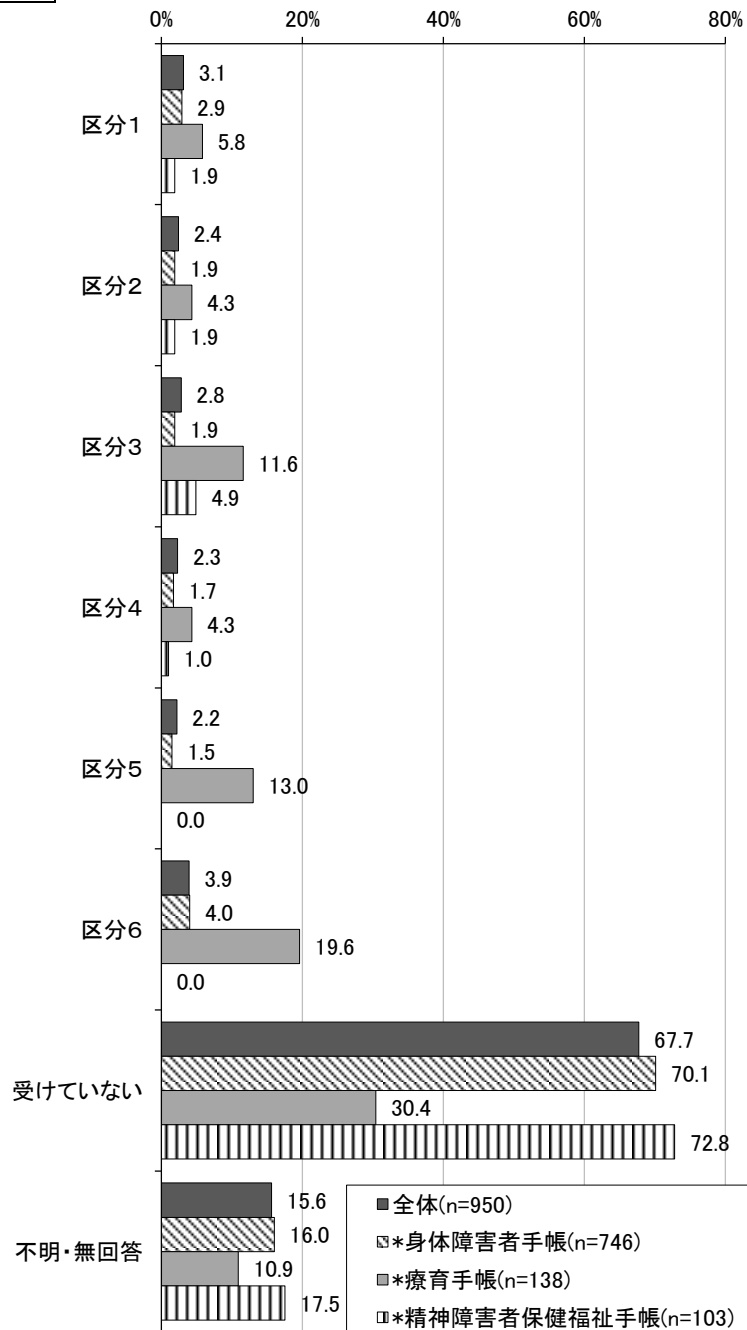
⑦ 福祉サービスの利用について

■あなたは、障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

障害支援区分の認定についてみると、「受けていない」が67.7%と最も高く、次いで「区分6」が3.9%、「区分1」が3.1%となっています。

手帳別にみると、すべての種別で「受けていない」が最も高くなっています。

18歳以上（手帳別）



■あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後（概ね3年以内）利用したいと
考えますか。（あてはまるものすべてに○）

現在利用しているサービスについて、18歳以上では、「計画相談支援」、「生活介護」、18歳未満では、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」が上位となっています。

今後利用を希望するサービスについて、18歳以上では、「計画相談支援」、「短期入所（ショートステイ）」、18歳未満では、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」が上位となっています。

18歳以上

【現在利用しているサービス／今後利用を希望するサービス（上位10位まで）】（複数回答）

現在利用しているサービス			今後利用を希望するサービス		
		割合			割合
1	計画相談支援	14.5%	1	計画相談支援	15.2%
2	生活介護	7.7%	2	短期入所（ショートステイ）	10.1%
3	日常生活用具給付事業	6.8%	3	施設入所支援（※）	9.9%
4	居宅介護（ホームヘルプ）	5.2%		日常生活用具給付等事業	
	就労継続支援（A型、B型）		5	生活介護	9.8%
6	移動支援	4.8%	6	居宅介護（ホームヘルプ）	9.2%
7	短期入所（ショートステイ）	4.6%		移動支援	
8	施設入所支援	4.5%	8	共同生活援助（*グループホーム）	8.6%
9	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	4.1%	9	自立生活援助	8.2%
10	日中一時支援	3.6%			

（※）【施設入所支援を希望する時期】（n=94）

「将来的な希望」70.2%、「1年以内の希望」10.6%、「3年以内の希望」4.3%

18歳未満

【現在利用しているサービス／今後利用を希望するサービス（上位5位まで）】（複数回答）

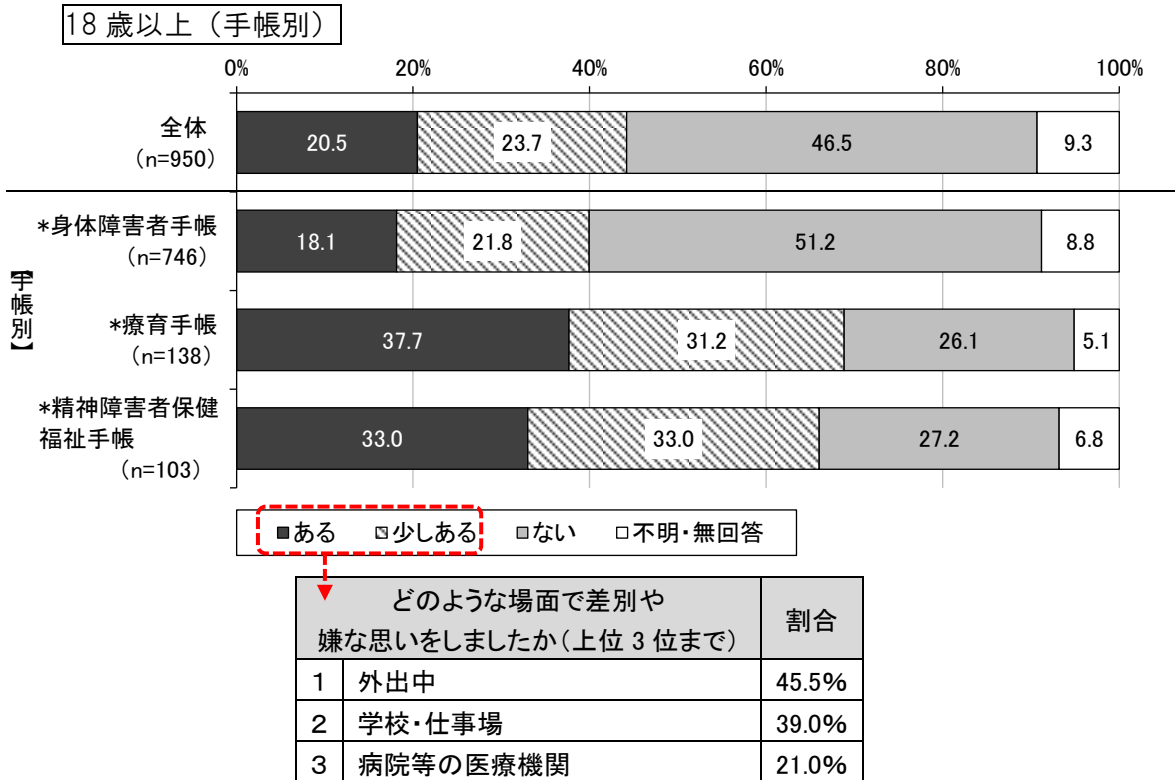
現在利用しているサービス			今後利用を希望するサービス		
		割合			割合
1	放課後等デイサービス	60.5%	1	放課後等デイサービス	53.5%
2	障害児相談支援	58.1%	2	障害児相談支援	46.5%
3	計画相談支援	44.2%	3	児童発達支援	39.5%
4	児童発達支援	39.6%	4	計画相談支援	38.4%
5	医療型児童発達支援	11.6%	5	地域定着支援	20.9%

⑧ *権利擁護について

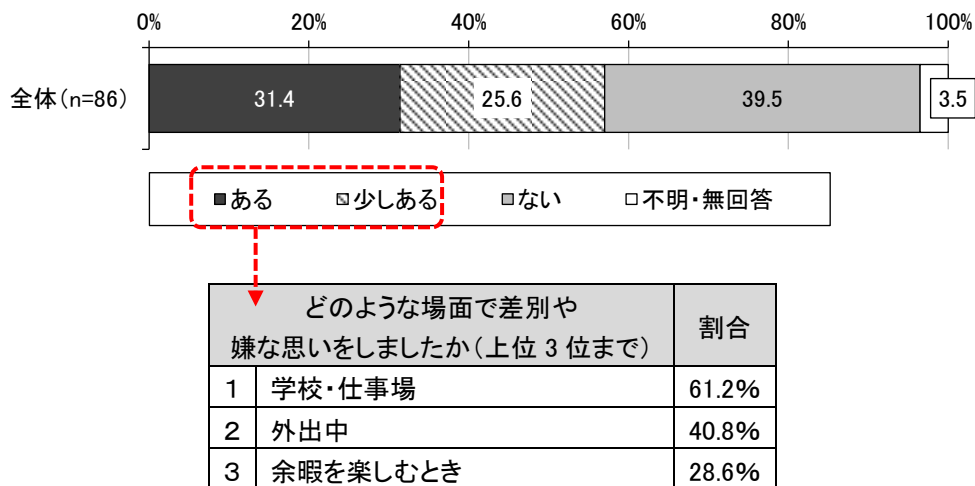
■あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
 (○は1つだけ)

障がいがあることによって差別や嫌な思いをすることがあるかについてみると、18歳以上では、「ない」が46.5%と最も高く、次いで「少しある」が23.7%、「ある」が20.5%となっています。

18歳未満では、「ない」が39.5%と最も高く、次いで「ある」が31.4%、「少しある」が25.6%となっています。



18歳未満

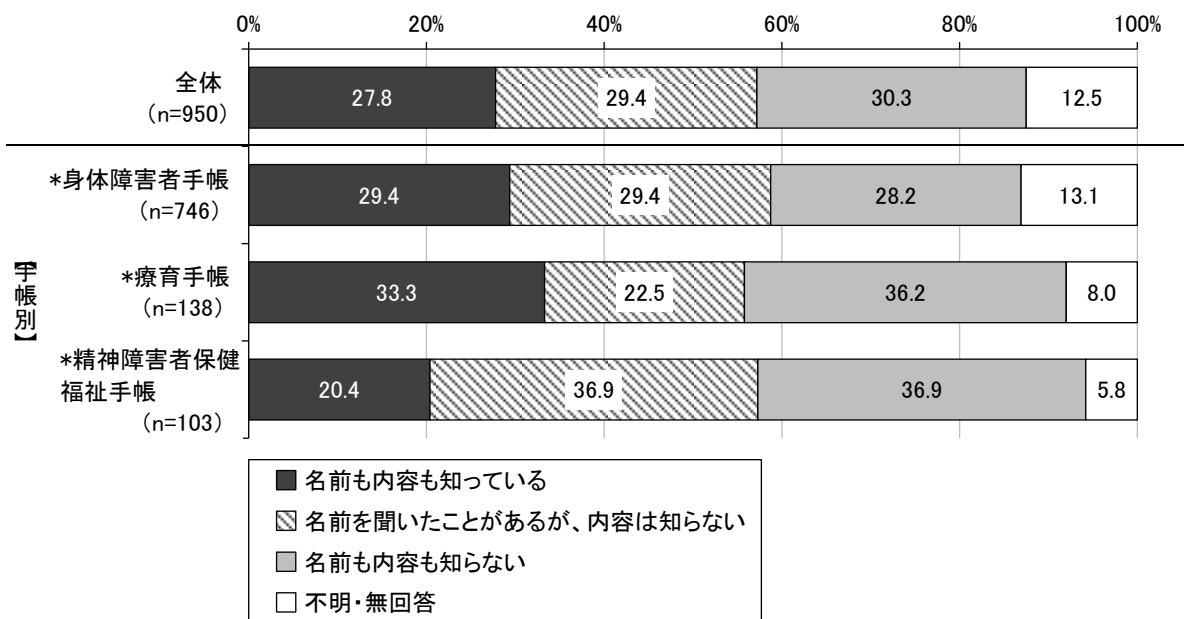


■ *成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

*成年後見制度の認知度についてみると、「名前も内容も知らない」が 30.3%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 29.4%、「名前も内容も知っている」が 27.8%となっています。

手帳別にみると、*身体障害者手帳では「名前も内容も知っている」「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」、*療育手帳では「名前も内容も知らない」、*精神障害者保健福祉手帳では「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。

18歳以上（手帳別）



第3章 成果目標の設定

1 成果目標の設定



本計画策定にあたっては、国の指針に定められた成果目標の達成に向けて、地域の実情に応じた成果目標を設定することとなっています。

(1) 福祉施設の入所者の*地域生活への移行

【国の指針】

1. 地域生活移行者数: 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。
2. 施設入所者数: 令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減。

第6期計画の評価・検証

■第6期計画の実績	目標値(A) (令和5年度末)	実績(B) (令和4年度)	達成率(B/A) (令和4年度時点)
地域生活移行者数	7人	8人	114.3%
施設入所者減少数	2人	3人	150.0%

○地域移行者数、施設入所者削減数ともに、令和4年度時点では達成しています。

本計画における成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者(A)	105人	
【令和8年度末の目標】 令和6年度から令和8年度末までの地域生活移行者の累計	7人	基本指針に基づき、(A)の数値の6.7%にあたる7人を令和8年度末までの地域生活移行者数の目標値に設定しています。
【令和8年度末の目標】 令和8年度末施設入所者数の増減数	△6人	基本指針に基づき、(A)の数値の5.7%にあたる6人を令和8年度末施設入所者削減数の目標値に設定しています。

○福祉施設に入所している障がい者が、本人の意思により、自立訓練等を利用し、*グループホーム、一般住宅等に移行するための支援を行います。

○*地域生活への移行や地域定着のための支援体制を確保するため、地域移行支援並びに自立生活援助及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した*地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

1. 精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数【都道府県目標】
2. 精神病床における1年以上の入院患者数【都道府県目標】
3. 精神病床における早期退院率【都道府県目標】

○成果目標は都道府県のための項目となっているため、本市では以下の活動指標を設定します。

本計画における活動指標

項目	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	6	6	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	25	25	25	25	25
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	44	47	49	52	55	58
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	人	2	2	1	1	1	1

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

○精神障がいにも対応した*地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の充実に努めるとともに、精神障がい者の*地域生活への移行や定着を支援する各種サービスの提供体制の充実に努めます。

(3) 地域生活支援の充実

【国の指針】

1. 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえた検証及び検討すること。
2. 強度行動障がい有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

第6期計画の評価・検証

■第6期計画の実績	目標値(A) (令和5年度末)	実績(B) (令和4年度)	達成率(B/A) (令和4年度時点)
地域生活支援拠点等の整備及び運用状況	1箇所	1箇所	100.0%
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	12回	12回	100.0%

○地域生活支援拠点等については、圏域で必要な機能とその整備方針について協議し、1箇所整備（面的機能型）しています。また、その運用状況についても中讃西部*地域自立支援協議会にて、機能充実に向けた検証を行っています。

本計画における成果目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備と機能の充実	1箇所	居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ、体験の機会、専門的人材の確保、地域の体制づくり）を整備して、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	12回	中讃西部*地域自立支援協議会において、検証及び検討を行います。
強度行動障がい有する方への支援体制の整備	6回	強度行動障がい有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

○地域における居住の場としての*グループホームの充実に努めるとともに、必要な訪問系サービスや希望する障がい者等への日中活動系サービスや地域活動支援センターで提供されるサービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるよう推進していきます。

○さらに、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活支援拠点等の充実に向けて、中讃西部*地域自立支援協議会において、検討・協議を行うとともに、相談支援事業所をはじめ、短期入所や*グループホームを行う事業所等と連携して、地域生活にかかる支援の推進に努めます。

(4) 福祉施設から*一般就労への移行等

【国の指針】

1. *一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上。
(うち、就労移行支援事業:令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型:1.29倍以上、就労継続支援B型:1.28倍以上)
2. 就労移行支援事業利用終了者に占める*一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上。
3. 就労定着支援事業利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上。
4. 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上。

第6期計画の評価・検証

■第6期計画の実績	目標値(A) (令和5年度)	実績(B) (令和4年度)	達成率(B/A) (令和4年度時点)
*一般就労への移行者数	14人	12人	85.7%
就労移行支援における移行者数	13人	5人	38.5%
就労継続支援A型事業・B型事業 における移行者数	1人	6人	600.0%
就労定着支援事業の利用率	70.0%	85.0%	121.4%
就労定着率8割以上の事業所数	1箇所	1箇所	100.0%

○*一般就労への移行者数の目標値14人に対して、令和4年度の実績は12人となっています。また、就労移行支援における移行者数の目標値13人に対して、令和4年度の実績値は5人となっています。就労継続支援A型・B型事業所を通じた移行者数は、目標値を上回っています。

本計画における成果目標

項目	数値	考え方
令和3年度の*一般就労移行者数(A)	7人	
*一般就労への移行者数	10人	基本指針に基づき、(A)の1.43倍にあたる10人を令和8年度における*一般就労移行者数に設定しています。
うち、就労移行支援事業	7人	就労移行支援事業における*一般就労への移行者数を設定しています。
うち、就労継続支援A型	2人	就労継続支援A型事業における*一般就労への移行者数を設定しています。
うち、就労継続支援B型	1人	就労継続支援B型事業における*一般就労への移行者数を設定しています。
*一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	5割	*一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合になるよう取り組みます。
令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数(B)	11人	
就労定着支援事業の利用者数	16人	基本指針に基づき、(B)の1.45倍にあたる16人を令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数に設定しています。
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合	10割	本市の就労定着支援利用者が利用する事業所は、現段階で1箇所のみであるため、この事業所の就労定着率が7割以上を維持することを目標とします。

- 就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から*一般就労への移行及びその定着を進めます。
- *特別支援学校の卒業生に対して、学校、保護者と連携して、障がい福祉サービス等の理解の促進を図り、就職や地域生活に関する支援に繋がります。
- 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

1. *児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
2. 各市町村または各圏域に設置された*児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
3. 難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定する。【都道府県目標】
4. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
5. *医療的ケア児支援センターを設置する。【都道府県目標】
6. *医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、*医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
7. 障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。【都道府県目標】

第2期計画の評価・検証

○障がい児支援の提供体制の整備等に向けて、*児童発達支援センターの設置や保育所等訪問支援の実施、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、*医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置については、既に達成済となっており、体制の維持に努めていました。

第2期計画のその他の活動指標の評価・検証

項目	令和3年度	令和4年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	30人
*ピアサポートの活動への参加人数	延べ186人	延べ45人

※実績値は、香川県全体の人数です。

資料：香川県障害福祉課

○現在、市民の方々よりペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講希望の相談があった場合、香川県が委託したNPO法人が実施する講座を紹介しています。今後についても、香川県等と連携しながら対応していきます。

○ピアサポーターの養成研修については、現在香川県が実施しており、今後についても香川県が実施する養成講座を紹介する予定です。

本計画における成果目標

項目	目標	考え方
*児童発達支援センターの設置	1箇所	地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として設置を継続します。
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	実施中	障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、*児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことを推進します。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	圏域において、少なくとも1箇所以上確保を継続します。
*医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、*医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を継続します。
*医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	

○障がい児の*ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築に努めるとともに、障がい児が障がい児通所支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進することに努めます。

○人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(*医療的ケア児)等に対して、関係機関等が連携を図り、包括的な支援体制の構築に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

1. 令和 8 年度末までに、市町村または圏域において、*基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保。
2. 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等。

第 6 期計画の評価・検証

項目	目標値 (令和 5 年度末)	実績 (令和 4 年度)
令和 5 年度末までに*基幹相談支援センターを市または圏域で 1 箇所以上整備	1 箇所	0 箇所

○令和 5 年度末までに*基幹相談支援センターの整備を目標に設定していましたが、整備方針については検討が続いており、設置に至っていません。

本計画における成果目標

項目	数値	考え方
*基幹相談支援センターの設置	1 箇所	令和 8 年度末までに*基幹相談支援センターを市または圏域に整備することについて、協議・検討し、設置します。
中讃西部*地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び専門部会の実施回数	6 回	*基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、地域の相談支援体制の強化に努めます。

○*基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び*成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法、知的障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

○市民アンケートより今後利用を希望するサービスとして、計画相談支援及び障害児相談支援が上位を占めており、また相談内容も多様化・複雑化していることなどから、今後さらに総合的・専門的相談支援の実施が求められると予想されます。そのため中讃西部圏域の自治体や相談支援事業所と連携しながら、*基幹相談支援センターの設置に向けての協議を行うとともに、設置までの間においても、地域の相談支援体制の強化に努めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の指針】

1. 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築。

第6期計画の評価・検証

項目	目標値 (令和5年度末)	実績 (令和4年度)
指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業所への定期的な指導監査の実施	9箇所	6箇所
市内相談支援事業所間で、情報交換や協議を行う場の設置	3回	2回

○市が指定する指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所への定期的な指導監査については、2か年で9箇所の全事業所へ実施しています。また、市内相談支援事業所間で、情報交換や協議を行う場を2回実施しています。

本計画における活動指標

項目	数値	考え方
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	6人	年1回、担当職員全員が研修に参加することを目標にします。

○障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて*障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うため、市職員は、*障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行います。

第4章 障がい福祉サービス等の見込み量

1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の見込み量



共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図れるよう、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

また、障がい福祉サービスの対象となる身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（*発達障がい及び*高次脳機能障がい者を含む）並びに*難病患者等であって18歳以上の者と障がい児への障がい福祉サービスの充実に努めます。

(1) 訪問系サービス

■事業の概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行うもの。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいや精神障がいにより常に介護を必要とする人に、居宅等で、入浴、排せつ、食事等の介護、家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動の支援等を総合的に行うもの。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うもの。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出中の介護等の必要な援助を行うもの。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、意思疎通に著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきり又は知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	2,557	2,689	2,868	3,073	3,291	3,521
	人	209	231	237	254	272	291
重度訪問介護	時間	1,590	2,193	2,149	2,500	3,000	3,500
	人	2	5	4	5	6	7
同行援護	時間	426	473	468	492	516	552
	人	34	37	39	41	43	46
行動援護	時間	10	14	45	54	54	54
	人	1	3	5	5	5	5
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※「時間」は「月当たりの延べ利用時間」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

※表の数値は各年度3月分の利用量、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

訪問系サービスは、日常生活を営むのに支障がある障がい者の居宅生活を支えるのに大変重要なサービスであり、利用実績も増加傾向にあります。今後も地域移行を進めることや障がい者やその家族の高齢化が進むことで利用ニーズの増加が予測されます。そのため、障がい福祉サービス事業所との連携を強化するとともに、サービス利用者の一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

(2) 日中活動系サービス

■事業の概要

サービス名	内容
生活介護	障がい者支援施設等において、常に介護を必要とする人に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するもの。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域生活を送るうえで、身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、一定期間、必要な訓練や生活等に関する相談等の支援を行うもの。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するもの。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練、就労後の職場定着に必要な相談等の支援を行うもの。
就労継続支援A型 (雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を締結し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。
就労継続支援B型 (非雇用型)	就労経験がある人で年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかなかった人等に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、*一般就労へ移行した障がいのある人に、就労の継続を図るために必要な企業や事業所等との連絡調整や雇用に伴い生じる生活課題に関する相談等の支援を行うもの。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うもの。
短期入所(ショートステイ) (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	4,383	4,908	4,950	5,225	5,301	5,377
	人	244	262	265	275	279	283
自立訓練(機能訓練)	人日	6	22	21	40	40	40
	人	1	1	1	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日	61	24	43	55	55	55
	人	3	2	3	4	4	4
就労選択支援 ※国により令和7年10月創設予定	人					利用ニーズの把握に努め、サービスを実施します。	

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

※表の数値は各年度3月分の利用量、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日	129	151	168	225	225	225
	人	14	9	11	15	15	15
就労継続支援(A型)	人日	858	1,012	1,003	1,176	1,260	1,344
	人	60	49	52	56	60	64
就労継続支援(B型)	人日	3,664	4,404	4,098	4,437	4,573	4,709
	人	253	239	247	261	269	277
就労定着支援	人	13	10	14	14	14	14
療養介護	人	31	31	37	39	41	43
短期入所(ショートステイ)(福祉型)	人日	263	352	294	312	330	348
	人	74	67	98	104	110	116
短期入所(ショートステイ)(医療型)	人日	0	0	23	23	23	23
	人	0	0	4	4	4	4

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

※表の数値は各年度3月分の利用量、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

障がい者等の地域における生活の維持及び継続を図るため、日中活動系サービスの確保が求められます。事業所と連携し、利用者のニーズに対応できるよう確保に努めます。

アンケート調査結果では、収入を得る仕事をしている人は全体の約2割となっています。今後の就労意向については、特に精神障がい者で高くなっており、本人の希望を叶えるための雇用機会や環境の充実が求められます。そのため、就労支援事業所や関係機関との連携を深め、必要なサービスの提供に努めます。

また、就労継続支援の事業所が利用者に安定的に工賃を払えるよう、障害者優先調達法に基づいて定めた本市の調達方針に則り、事業所からの物品等の調達を推進します。

短期入所は、アンケート調査結果からも今後の利用意向の高いサービスとなっています。介助者の疾病等の理由のほか、緊急の利用、重症心身障がい児及び*医療的ケア児の利用、介助者のレスパイト(休息)としての利用等、多様な短期入所への対応が可能となるよう、体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

■事業の概要

サービス名	内容
共同生活援助(*グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談等の支援を行うもの。
自立生活援助	障がい者支援施設や*グループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に、定期的な居宅訪問や相談対応、関係機関との連絡調整等、一人暮らしに必要な援助を行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助(*グループホーム)	人	90	91	122	133	145	158
施設入所支援	人	115	105	101	97	93	89
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1

※「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

※表の数値は各年度3月分の利用量、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

共同生活援助(*グループホーム)は、地域における居住の場であり、*地域生活への移行の促進に伴い、より一層の充実が求められます。今後も、市内や近隣市町を含めた圏域内のサービスの確保に努めます。

施設入所支援については、今後も一定数の利用ニーズがあると考えられます。入所者に対して、適切に意思決定支援を行い、地域生活を希望する者には、必要な障がい福祉サービス等が提供できるよう、体制の整備に努めます。

自立生活援助については、サービスを提供する事業所が市内、圏域には無く、計画期間における利用実績がありません。施設等を退所して地域生活を希望する人に対して、自立生活援助の情報提供を行い、必要なニーズの把握に努めます。

また、国の報酬改定の動向を踏まえながら、事業所と連携したサービスの確保に努めます。

(4) 相談支援

■事業の概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成や一定期間ごとに計画内容の見直しを行うもの。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、住居の確保や地域生活移行に向けた相談等を行うもの。
地域定着支援	単身で生活している障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	870	887	907	927	947	967
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

※「計画相談支援」の「人」は「年当たりの計画作成完了人数」を示しています。

※「地域移行支援」、「地域定着支援」の「人」は「各年度の年間利用者数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

アンケート調査結果からも、障がいの種別によってサービス利用へのニーズや必要な支援が異なることが明らかになっており、その多様性も伺えます。そのため、障がいのある人がそれぞれのニーズや実態に応じた適切な支援が行えるよう、計画相談支援の周知・普及が重要となっています。

また、知的障がいのある人や精神障がいのある人が増加している現状を踏まえ、利用ニーズの増加を見込んでいることから、障がい福祉サービスの適切な利用ができるよう、事業所との連携を強化するとともに、相談支援事業所や*相談支援専門員の確保に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、計画期間における利用実績はありませんが、今後も相談支援事業所が、入所施設等との連携を強化し利用促進を図り、*地域生活への移行に向けた支援が行えるよう推進していきます。

(5) 障がい児通所支援

■事業の概要

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うもの。
医療型児童発達支援	就学前の上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行うもの。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うもの。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うもの。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がい等がある就学前児童であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	1,349	1,694	1,436	1,466	1,592	1,726
	人	154	182	172	186	202	219
医療型児童発達支援	人日	6	0	0	6	6	6
	人	1	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日	2,984	3,364	3,468	3,729	3,861	3,993
	人	281	311	327	339	351	363
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	6	8	10
	人	0	0	0	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	利用ニーズの把握に努め、サービスを実施します。		
	人	0	0	0			

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

※表の数値は各年度3月分の利用量、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援の周知や支援につながる相談体制も含めた障がい児通所支援等の充実に努めます。

障がい児通所支援については、利用実績が増加しており、今後も増加が見込まれることから、香川県や圏域の市町と連携し、必要な体制の確保に努めます。

(6) 障がい児相談支援

■事業の概要

障がいのある児童が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人	478	542	602	662	722	782

※「人」は「各年度の年間計画作成完了人数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

障がい児通所支援の利用者の増加に伴って利用実績も増加しています。適切にサービスを利用することができるよう、障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

2 地域生活支援事業等の見込み量



ア 地域生活支援事業

障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした事業。

(1) 理解促進研修・啓発事業

■事業の概要

地域住民に対して、障がい者等や障がい特性等に関する理解を深めるためや、「心のバリアフリー」の推進を図るための研修や啓発活動等を行います。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	件	6	8	10	8	8	8

※表の数値は各年度（4月～3月）の年間件数、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

アンケート調査では、約44%の人が「障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある」と回答しています。障がい者への理解を深めるため、引き続き各種の研修・啓発活動を行っていきます。

(2) 自発的活動支援事業

■事業の概要

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするための障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動（*ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	件	0	2	2	2	2	2

※表の数値は各年度（4月～3月）の年間件数、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

今後も、共生社会の実現を図るため、障がい者等の自発的活動を支援します。

(3) 相談支援事業

■事業の概要

事業名	内容
障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の*権利擁護のために必要な援助を行います。
*基幹相談支援センター等機能強化事業	市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を*基幹相談支援センター等に配置することや、*基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	事業所数	3	3	3	3	3	3
*基幹相談支援センター等機能強化事業	—	未実施	未実施	未実施	実施		

■見込み量確保のための方策

今後も障がい福祉サービスや生活に係る各種相談について、指定一般相談支援事業所と連携した事業を継続します。

相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関である*基幹相談支援センターについては、必要な設置機能や役割の在り方について、中讃西部圏域の自治体や相談支援事業所等と協議を行います。*基幹相談支援センターが設置されるまでの間において、中讃西部*地域自立支援協議会や相談支援事業所と連携を強化し、障がい者相談支援事業や*成年後見制度利用支援事業によって適切に支援が行われるよう地域の相談支援体制の強化に努めます。

なお、障がい者の住居入居に関する支援については、現在の支援体制の中で、不動産業者への同行等の入居手続きに関する支援や、関係機関によるサポート体制の調整等、相談支援事業所を中心に行います。

(4) *成年後見制度利用支援事業

■事業の概要

障がい福祉サービスの利用の観点から、*成年後見制度を利用することが有用である障がい者で、利用の費用負担が困難な人に、必要となる経費について補助を行います。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
*成年後見制度利用支援事業	人	4	6	3	6	7	8

※「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

アンケート調査では、*成年後見制度の認知度について、「名前も内容も知らない」が約3割となっています。関係機関と連携して、制度の更なる周知や適切な利用の促進に努めます。

なお、*成年後見制度における法人後見を実施する団体に対する支援については、引き続き、現在事業を行っている高齢者分野と連携を図っていきます。

(5) *意思疎通支援事業

■事業の概要

事業名	内容
*手話通訳者・*要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや*難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する*手話通訳者、*要約筆記者等の派遣や市役所への設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
*手話通訳者設置事業	

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
*手話通訳者派遣事業	人	104	72	60	75	75	75
*要約筆記者派遣事業	人	1	3	4	5	5	5
*手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

※*手話通訳者派遣事業、*要約筆記者派遣事業の「人」は「年間の利用延べ人数」を示しています。*手話通訳者設置事業の「人」は、その年度の*手話通訳者として業務にあたる者の配置数を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

引き続き、利用者へ事業の周知を図るとともに、*手話通訳者や*要約筆記者の設置の促進に努めます。

また、*手話通訳者については、福祉課に配置しています。今後も利用者のニーズを十分に考慮し、施策に反映できるよう努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

■事業の概要

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	障がい者に、日常生活に必要な用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・*意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	9	7	6	8	8	8
自立生活支援用具	件	23	11	3	12	12	12
在宅療養等支援用具	件	21	5	6	11	11	11
情報・*意思疎通支援用具	件	13	15	9	12	12	12
排泄管理支援用具	件	3,009	3,013	2,748	3,000	3,000	3,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	5	6	7	6	6	6

※表の数値は各年度（4月～3月）の年間利用量、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

引き続き、事業の周知に努め、利用者の希望や障がいの特性に合わせて、必要な日常生活用具の給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■事業の概要

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにします。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人	4	8	8	8	8	8

※「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

本市では、令和3年4月1日に「丸亀市手話言語条例」と「丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の2つの条例を施行しています。

手話奉仕員を養成する事業について、関係機関と連携して、引き続き取り組んでいきます。

(8) 移動支援事業

■事業の概要

屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間	20,919	21,290	22,575	23,100	23,100	23,100
	人	191	210	215	220	220	220

※「時間」は「年間の利用延時間数」、「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

障がいのある人の社会参加の促進や自分らしい暮らしをする上で、重要なサービスであり、今後も引き続き、中讃西部*地域自立支援協議会で情報の共有や課題の協議等を行いながら、体制の確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

■事業の概要

障がい者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

事業名	内容
地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、地域で生活する精神障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。
地域活動支援センターⅢ型	地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	箇所	4	4	4	4	4	4
	人	32	36	35	40	40	40
地域活動支援センターⅡ型	箇所	2	2	2	2	2	2
	人	35	40	41	45	45	45
地域活動支援センターⅢ型	箇所	2	2	2	2	2	2
	人	6	4	6	10	10	10

※「人」は「年間の利用者証交付数（人）」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

圏域内外の各市町や事業所と連携し、体制の確保に努め、障がい者の地域における生活の維持や継続が図られるよう支援します。

(10) 訪問入浴サービス事業

■事業の概要

地域における身体障がい者・児の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	2	2	2	2
	回	126	114	120	130	130	130

※「回」は「年間の利用延回数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

令和4年度から、対象者の年齢制限を撤廃し、18歳未満の方にも利用できるようになっています。引き続き、サービス提供体制を確保するとともに、必要な方に提供できるよう、事業の周知に努めます。

(11) 日中一時支援事業

■事業の概要

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所	13	13	13	15	15	15
	回	3,596	2,997	3,290	3,700	3,700	3,700

※「回」は「年間の利用延回数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

引き続き事業の周知に努めるとともに、障がい福祉サービス事業所と連携し、必要なサービス提供体制を確保します。また、中讃西部*地域自立支援協議会において、適宜事業実施についての協議を行います。

(12) 福祉ホーム事業

■事業の概要

低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	人	3	8	8	10	10	10

※「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

引き続き、必要なサービス提供体制を確保するとともに、事業の周知に努めます。

(13) レクリエーション活動等支援

■事業の概要

障がい者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進します。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者スポーツレクリエーション教室(実施回数)	回	3	2	5	5	5	5
障がい者スポーツ大会(実施回数)	回	新型コロナウイルス感染症のため中止		1	1	1	1

■見込み量確保のための方策

障がい者等のレクリエーション活動の機会を提供し、社会参加の促進に努めます。

(14) 点字・声の広報等発行

■事業の概要

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、地域生活を営む上で必要な情報を提供することにより、障がい者等の社会参加を促進します。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・拡大文字版・声の広報等発行事業	月	12	12	12	12	12	12

■見込み量確保のための方策

本市の広報紙において、通常版では情報入手が困難な障がい者等のため、点字、拡大文字版、声の広報の3種類を作成し、希望者に配布しています。今後も障がい者等の情報取得のための施策の推進に努めます。

イ 地域生活支援促進事業

障がい者等が日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的とした事業。

(1) 障害者虐待防止対策支援事業

■事業の概要

丸亀市障害者虐待防止センター運営事業について、障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため丸亀市障害者虐待防止センターを設置し、24時間体制で障がい者虐待に関する通報または届出の受理等を行えるよう、障がい者虐待に関する業務の一部を委託実施しています。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丸亀市障害者虐待防止センター設置	箇所	1	1	1	1	1	1
	受付件数	8	5	10	10	10	10

※令和5年度は11月末の件数を示しています。

■見込み量確保のための方策

引き続き、24時間体制の障害者虐待防止センターを開設し、障がい者等の*権利擁護に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 市民・事業者・地域等との連携



住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちの実現に向けて、障がい者等団体、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関等、様々な団体と連携し、計画の推進を図ります。

2 個々の障がい特性に応じた相談支援体制の実施



多様な障がいの特性のある個々の障がい者等に、必要な支援を行うとともに、制度の周知等の情報提供についてもより一層の充実に努めます。また、障がい者等が地域において、安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援体制の整備を行うとともに、障がい者等への理解の促進を図ります。

3 計画の達成状況の点検及び評価



第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画において示している各施策の実施状況等の主な数値目標については、丸亀市福祉推進委員会等に随時意見を聴きながら定期的に計画の進捗管理を行います。また、国によって示されたPDCAマニュアル等を参照しながら、必要に応じて計画の柔軟な見直しを行うものとします。

関連資料

1 丸亀市福祉推進委員会委員名簿

(第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会委員)

(敬称略・順不同)

区分	氏名	団体名
学識経験者	北川 裕美子	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科
公共的団体等	武田 龍広	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会
公共的団体等	香川 智子	丸亀市福祉ママ会議連合会
公共的団体等	吉田 ゆかり	丸亀商工会議所
公共的団体等	進 和彦	丸亀市コミュニティ協議会連合会
公共的団体等	金丸 喜恵	丸亀市PTA連絡協議会
公共的団体等	糸川 恭一	丸亀市身体障害者福祉連合協会
公共的団体等	藤田 登茂子	丸亀市老人クラブ連合会
公共的団体等	木下 眞一	丸亀地区保護司会
関係行政機関	森 佳司	香川県中讃保健福祉事務所
公募委員	宮武 博之	
公募委員	古賀 亮次	
特別委員	森本 雄次	一社)丸亀市医師会
特別委員	大坪 淳子	社福)香川県社会福祉事業団 香川県ふじみ園 相談支援センター
特別委員	山田 智子	医社)三愛会コミュニティケアセンター 指定相談支援事業所はなぞの
特別委員	原岡 瑞穂	社福)いいのやま福祉会 相談支援事業所 野の花

計16名

2 計画策定経過



年 月	内 容
令和5年 7月27日(木)	丸亀市福祉推進委員会
8月14日(月) ～8月31日(木)	市民アンケート調査
9月4日(月) ～9月22日(金)	事業所及び団体アンケート調査
10月26日(木)	丸亀市福祉推進委員会(第1回第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会) ・丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(案)の諮問
11月30日(木)	丸亀市福祉推進委員会(第2回第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会)
12月14日(木)	丸亀市福祉推進委員会(第3回第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会)
12月22日(金)	丸亀市議会教育民生委員会協議会
令和6年 1月10日(水) ～2月8日(木)	パブリックコメント
2月15日(木)	丸亀市福祉推進委員会(第4回第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会)
2月16日(金)	丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(案)の答申
2月20日(火)	計画決定

3 用語説明



【あ行】

○アクセシビリティ

高齢者や障がい者を含むすべての人々が支障なく様々な製品やサービス、建物を利用できる度合い。

○意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人への支援。手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣や、必要な用具の給付等の事業がある。

○一般就労

企業等との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態。障がい者就労施設等での福祉的就労との対比で使われる。

○医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理や、喀痰吸引等の医療行為。

○医療的ケア児

日常生活や社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童。

【か行】

○基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、専門職員を配置し、相談支援事業や成年後見制度利用支援事業を総合的に行う施設。

○グループホーム

障がいのある人等が、世話人等による相談や日常生活上の支援を受けながら、少人数で共同生活を行う住居。

○権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が十分でない方の権利の代弁、弁護を行い、安心して生活できるように支援すること。

○高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障がい。

○合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮や調整のこと。

【さ行】

○児童発達支援センター

専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児をあずかる施設への援助・助言をあわせて行う地域の中核的な療育支援施設。

○手話通訳者

言語・聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人で、都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された人。

○障害者基本法

障がい者に関する法律や制度についての国の基本的な考え方を示した法律。障害者権利条約の批准に向け、平成 23 年に大きく改正され、障がい者の定義を心身の機能のみではなく、社会的な障壁により制限を受けるものとするいわゆる「社会モデル」の考え方を導入したり、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現をめざすための基本原則を示すなど、国際的に共有される理念を踏まえたものとなった。

○障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」（平成 17 年法律第 123 号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）に改題されたもの。施行日は平成 25 年 4 月 1 日。

○障害者の権利に関する条約

平成 18 年 12 月、国連総会において採択された条約で、障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立の尊重、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めたとうえで、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。日本は平成 26 年に批准。（通称：障害者権利条約）

○自立支援医療

心身の障がいの状態の除去・軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの程度は1級から6級までである。障がいの種類は視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能障がいがある。身体障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

○精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障がいの程度は1級から3級までである。精神障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

○成年後見制度

判断能力が不十分で意思決定が困難な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等に対してその判断能力を補うため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

○相談支援専門員

障がいのある人やその家族等からの日常生活全般に関する相談業務、計画相談支援や障がい児相談支援等の提供にあたる相談支援従事者。

○ソーシャル・インクルージョン

社会的に弱い立場の人であっても排除されることのない共生社会をめざし、相互に支え合うことができる地域社会をめざしていく考え方のこと。

【た行】

○地域自立支援協議会

市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

○地域生活への移行

入所施設で生活する障がい者や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障がい者が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

○地域包括ケアシステム

誰もが、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるシステム。

○特別支援学校

学校教育法に基づき視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者・身体虚弱者に対して幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を行うとともに障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。従来の盲・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。

【な行】

○難病

医学的に明確に定義された名称ではなく、治療が困難で慢性の経過をたどる疾病。「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成制度の対象となる難病を「指定難病」という（令和6年4月1日より341疾病）。

○ノーマライゼーション

すべての人が、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、地域で生き生きと生活することができること。

【は行】

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

○ピアサポート

障がいのある人や、障がい児の保護者等、自らの体験に基づき、相談に応じたり、社会参加や地域での交流・問題の解決等を支援する活動。

【や行】

○要約筆記者

聴覚障がいのある人ために、話された内容をその場で文字にして伝える人。

【ら行】

○ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期等に分けられる。

○療育

障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある人等を対象として、障がいの早期発見・早期支援または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

○療育手帳

知的障がいがあると判断された人に対し交付される手帳。知的障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

丸亀市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画

発行年月:令和 6 年 3 月

発 行 者:丸亀市健康福祉部福祉課

所 在 地:〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

TEL:0877-24-8805 FAX:0877-24-8861

丸亀市ホームページ:<https://www.city.marugame.lg.jp/>
